

会費規程

本規程は、定款第8条に基づき、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「ホクネット」という）の会費について定める。

（会費の額）

第1条 ホクネットの年会費の額は、定款第6条に定める会員の種別ごとに、総会において別に定める。

（会費の納入）

第2条 会員は、年会費を毎会計年度の開始日から3ヶ月以内に、ホクネット事務局の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。

2 会員は、ホクネット事務局の事前の了承を得て、前項所定の期間内に年会費をホクネット事務局に持参して支払うことができる。

（領収書）

第3条 年会費が前条第1項所定の方法により振り込まれた場合、領収書は、銀行振込の記録をもって代えるものとする。ただし、会員が別途に領収書の発行を請求した場合、ホクネット事務局は、速やかに領収書を発行する。

2 年会費が前条第2項所定の方法により支払われた場合、ホクネット事務局は、領収書を発行する。

（会員資格の喪失時の処理）

第4条 年会費を支払った会員が当該会計年度中に退会その他の理由で会員資格を失った場合においても、年会費の全部又は一部の払い戻しは行わないものとする。

（不払いの場合の処理）

第5条 会員が第2条第1項所定の期間内に年会費を支払わなかった場合、ホクネット事務局は、当該会員に対し督促を行うものとする。

2 会員が前会計年度の年会費を支払っていない場合、ホクネット事務局は、当該会員に対し前会計年度の年会費と当該会計年度の年会費とを合算して納入

するよう通知する。

3 会員が継続する二会計年度の年会費を滞納した場合、当該会員は、定款第9条第2項第3号に基づき会員資格を喪失する。

(附則)

この規程は、理事会において可決された日から施行する。